

令和8年熊本地震の被災者のみなさまへ

令和8年（2026年）8月31日
熊本県

令和8年熊本地震による災害が、特定非常災害に指定されたことにより、「熊本県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例」により次の2つの措置が講じられます。

① 許可等の有効期間の延長

災害救助法の適用を受ける市町村の区域に住所等を有する方を対象に、次の許可等(令和8年(2026年)7月28日以後に満了するもの)について、有効期間が

令和9年(2027年)1月27日(水)まで延長されます。

- ・ 屋外広告物の表示・掲出物件の設置の許可
- ・ 屋外広告業者の登録・更新の登録
- ・ 浄化槽保守点検業者の登録・更新の登録

○ 熊本県内の災害救助法の適用を受ける市町村（7月28日現在）

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

○ 災害救助法の適用を受ける市町村以外に住所等を有する方やこれら以外の許可等についても、申出により、有効期間の延長が認められる場合があります。

○ 熊本県の条例等に基づく許可等が対象です。

② 期限内に履行されなかった義務に係る免責

届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが令和8年熊本地震による災害によるものであることが認められた場合には、**令和8年(2026年)11月27日(金)までに履行**することで行政上・刑事上の責任を問われません。

○ 熊本県の条例等に基づく届出等が対象です。

※ 延長・免責の対象や手続の詳細については、許可等の更新手続や届出等の担当窓口にお問い合わせ・ご相談ください。